

# 令和3年度我孫子市住宅用省エネルギー設備等 設置費補助金 申請のご案内

市では、環境への負荷の低減及びエネルギーの有効活用を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置する方へ補助金を交付します。今年度から、蓄電池の申請には、実績報告日までの太陽光発電システムの設置（既設も可）が必要となりますので、ご注意ください。



## 【問い合わせ・申込み先】

我孫子市 環境経済部 手賀沼課

〒270-1146

我孫子市高野山新田193番地 水の館3階

TEL 04-7185-1484

FAX 04-7185-5869



我孫子市マスコットキャラクター

手賀沼のうなぎちゃん

## 【手続きの流れ】

期間	市	申請者	条件等
令和3年 4月1日 ~	受付	補助金交付申請書	契約後で補助対象経費に関する工事の着工前に申請すること
令和4年 2月28日	審査		
~ 令和4年 3月18日	交付決定通知書	受領	着工 ↓ 設置完了 ※設置完了後30日以内
~ 令和4年 3月25日	受付	実績報告書	
	審査		
	確定通知書	受領	確定通知書受領後
	受付	請求書	
	補助金の支払	受領	口座振込

## 1. 申請できる方

次の全ての要件を満たしている方。

- ① 我孫子市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)にこれから補助対象設備を設置する方
  - ☞既に補助対象設備を設置済または工事中の方は、対象になりません。
  - ☞住宅新築中の場合でも、補助対象設備設置工事の着工前なら補助の対象ですが、太陽光発電システムと断熱窓については、既存住宅のみが対象となります(住宅の建築完了後に設置する場合に限って対象。増改築についてはご相談ください)。
- ②補助対象設備を設置する住宅を所有し、居住する方
- ③補助対象設備の設置費を負担する方
- ④令和2年度課税分の市民税・固定資産税及び都市計画税を滞納していない方
- ⑤令和4年3月18日(金)までに工事等を完了し実績報告書を提出できる方
- ⑥【太陽光発電システムのみ】
  - 電力会社と電力受給契約を締結される方
  - 実績報告までに、HEMS\*または定置用リチウムイオン蓄電システムを設置される方(既に設置されている場合も可)。

※HEMS…エネルギー管理システム。住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置(コントローラ等)が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの
- ⑦【定置用リチウムイオン蓄電システムのみ】
  - 実績報告までに、太陽光発電システムを設置される方(既に設置されている場合も可)。

## 2. 申請の期間

令和3年4月1日(木)から**令和4年2月28日(月)まで**

☞申請期間中であっても、補助金の申請額が予算額に達したときは、申請受付を締め切ります。

## 3. 対象となる設備の要件と金額

対象設備	仕様及び要件	対象経費	補助金の額
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備で、導入された住宅で電気が消費され、余剰電力を電力会社に売電するもので、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1)発電設備を設置する住宅の建築工事が完了していること(増改築の場合は要相談)。</p> <p>(2)太陽電池の公称最大出力の合計値が10kW未満であること。</p> <p>(3)未使用品であること。</p>	太陽電池モジュール・架台・パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)・付属機器(計測・表示装置、接続箱等)の購入費、工事費(据付け・配線工事等)	<p>①<b>1kWあたり2万円(上限9万円)</b></p> <p>☞太陽電池の最大出力値(単位はkWとし、小数点以下第3位を四捨五入)を乗じて得た額。</p> <p>②市内に本社・本店を有する法人または個人事業主と契約した場合、<b>1万円上乗せ</b>。</p>

<b>家庭用燃料電池システム</b> <b>(エネファーム)</b>	燃料電池ユニット・貯湯ユニット等から構成され、都市ガス等から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもので、次の要件を満たしていること。 (1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。 (2) 未使用品であること。	燃料電池ユニット・貯湯ユニット・付属機器（リモコン等）の購入費、工事費（据付け・配線・配管工事等）	<b>上限5万円</b>
<b>定置用リチウムイオン蓄電システム</b>	リチウムイオン蓄電池部・インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用できるもので、次の要件を満たしていること。 (1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 (2) 未使用品であること。	設備本体（蓄電池部、電力変換装置等）・付属機器（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付け・配線工事等）	<b>上限10万円</b>
<b>太陽熱利用システム</b>	集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯や空調に利用するシステムで、次の要件を満たしていること。 (1) 一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもののうち、集熱方式が「強制循環型」又は「空気集熱型」に分類されていること。 (2) 未使用品であること。	集熱器・蓄熱槽・架台・付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付け・配線・配管工事等）	<b>上限5万円</b>
<b>断熱窓</b>	既存の窓を、より断熱性能が高い窓へ改修し、かつ次の要件を満たしていること。 (1) 設置する住宅の建築工事が完了しており、居住・作業・娯楽などの目的で継続的に使用する居室（居間・寝室・子ども部屋等）に設置すること。 ☞改修とは建物自体は壊さずに行う修理のことであるため、 <b>改築・新築は対象外となります。</b> (2) 1居室（壁・ドア・障子・襖等で仕切られている空間）単位で、外気に接する全ての窓を断熱化すること。 ☞ロールスクリーンや布製カーテン等は、仕切りに含みません。 (3) 国が令和元年度以降に実施する補助事業の対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。 (4) 他の改修工事と同時施工の場合は、窓の改修費用のみの見積書を提出できること。 (5) 未使用品であること。	設備本体（ガラス・窓）の購入費、高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費等）  ☞網戸・雨戸等の窓付属部材費は、対象経費に含まれません。	<b>補助対象経費の4分の1</b> <b>（上限8万円）</b>

## 4. 申請の方法

◆契約後で、補助対象経費に関する工事の着工前に申請してください。

☞太陽光発電システム・断熱窓については、住宅の建築工事完了後に設置工事に着手する場合のみ申請できます。詳細についてはお問い合わせください。

◆交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて市役所手賀沼課へ提出してください。

☞郵送可。ただし、予算残額によっては受け付けられない場合があります。

①事業計画書（様式第3号）

②経費の内訳及び着工日が明記されている工事請負契約書の写し

☞工事請負契約書に補助対象設備の機器代金が含まれていない場合は、機器の購入に関する売買契約書の写しも必要。工事契約書で経費内訳がわからない場合には、見積書の内訳の写し等を添付。

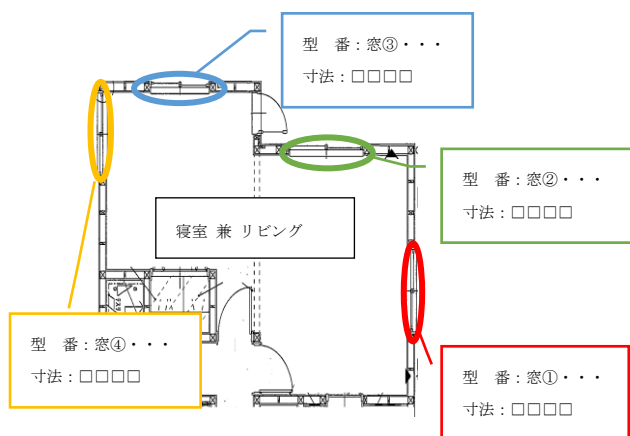
③工事着手前の現況写真

☞断熱窓については、窓全体が写っているもので、図面・契約書と照合できるようにそれぞれ番号を付すなどしてください。

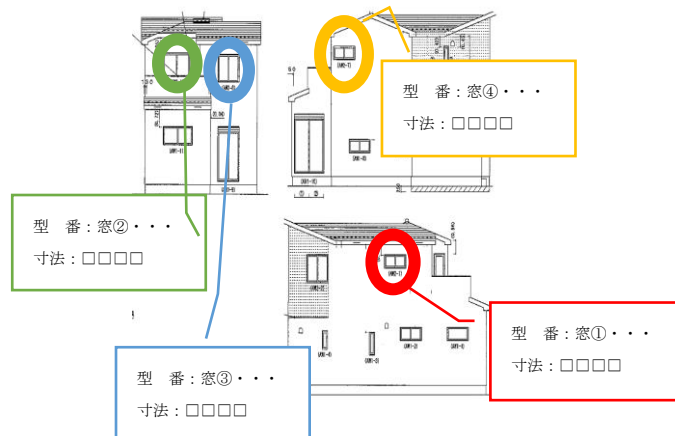
④補助対象設備の設置位置が明示されている図面（太陽光発電システムについては、屋根伏図等）

☞断熱窓については、契約書等の内容と照合できるよう、各窓の型番・寸法がわかる平面図と立面図を提出してください。

### 【例】 <平面図>



### <立面図>



⑤補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し（仕様書・カタログなど）

⑥令和2年度課税分の市民税・固定資産税及び都市計画税の納税証明書

☞我孫子市で課税されている方（令和2年1月1日時点で我孫子市に住民票のある方）は、個人情報確認同意書（様式第2号）の提出で省略できます。

⑦【太陽光発電システム・断熱窓のみ】

住宅の建築工事が完了していることを証明する書類（検査済証・建築台帳記載事項証明書・固定資産税課税台帳記載事項証明書・工事完了引渡証明書の写し等）。

☞個人情報確認同意書（様式第2号）を提出いただき、市の台帳等で確認できる場合は省略できます。

⑧令和3年度我孫子市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金チェックシート

## 5. 交付の決定

申請後、審査を行い適当と認めるときは、申請者に対して交付決定の通知をします。

交付決定通知を受けても、その後の手続きに遅れや不備があった場合は、補助金交付が取り消される  
ことがありますのでご注意ください。

## 6. 工事完了の報告（実績報告）

補助対象設備の設置完了日から起算して30日以内又は令和4年3月18日（金）のいずれか早い日  
までに、実績報告書（様式第8号）に以下の書類を添えて提出してください（郵送可）。

☞実績報告書・事業結果報告書の様式は、交付決定通知書と共に申請者へ郵送します。

☞設置完了日は、太陽光発電システムについては系統連系の完了した日、それ以外の設備については、  
領収書の発行日又は電気やお湯の使用を開始した日。

①事業結果報告書（様式第9号）

②補助対象設備の支払いを証明する書類（領収書の写し、「クレジット払いによる支払証明書」の写  
し等）

③補助対象設備の設置状況を示す写真

☞窓については、設置した全ての窓についてそれぞれ全体が映るように撮影してください。

また、工事の様子や、省エネ建材等級ラベル等が確認できる写真をご用意ください。

④補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（保証書、出荷証明書等）

⑤申請者の住民票

☞補助対象設備を設置した住宅に居住していることを示すもので、3ヶ月以内に交付されたも  
の。申請時に個人情報確認同意書を記入された方は省略できます。

⑥【太陽光発電システムのみ】

発電した電力について電気事業者との間で特定契約を締結したことを確認できる書類（東京電力パ  
ワーグリッドからの「特定契約締結完了のお知らせ」・「系統連系完了のお知らせ」のメールの写し、  
東京電力パワーグリッドホームページ「購入実績お知らせサービス」画面の写し等）

⑦【定置用リチウムイオン蓄電システムのみ】

太陽光発電システムを設置したことが証明できる以下の書類

- ・既設の場合 → 直近の太陽光の売電明細（蓄電池の領収日より前のもの）の写し等
- ・新設の場合 → 接続契約のご案内の写し等

## 7. 補助の確定

提出された書類の審査や必要に応じて行う現地調査等により、補助要件に適合していることを確認し、  
確定通知書を送付します。

## 8. 補助金の請求・支払い

確定通知書を受け取った後、請求書（様式第11号）を速やかに提出してください（郵送可）。

申請者の指定した金融機関の口座に補助金が振り込まれます。

☞請求書の様式は、確定通知書と共に申請者へ郵送します。

## 9. 計画の変更・中止

補助対象設備の設置計画に変更が生じた場合には「補助事業変更申請書」(様式第5号)を、設置を中止した場合には「補助事業中止届」(様式第7号)を速やかに提出してください。

**\*\*\* ご不明な点がありましたら、  
市役所手賀沼課までお問い合わせください \*\*\***

